

令和4年度 第1回 八幡浜市入札監視委員会議事録（審議概要）

日 時 令和4年7月28日（木） 午後1時40分～午後2時40分
場 所 八幡浜市役所 八幡浜庁舎3階 庁議室

出席委員氏名	神野 雅文 （愛媛大学社会連携推進機構 知的財産センター長）
	山内 浩 （愛媛県建設技術支援センター 事務局長）
	三好 英仁 （伊予銀行 八幡浜支店長）
市出席者	菊池 司郎 （副市長）
	藤堂 耕治 （総務企画部長）
	垣内 千代紀 （産業建設部長）
	明礼 英和 （財政課長）
	林 一夫 （契約検査室長）
	宇都宮 繁樹 （契約検査室契約係次長）
	立花 遼太郎 （契約検査室契約係主事）

議題

議題1 抽出議案の審議について

(様式第 4 号)

令和 4 年度 第 1 回八幡浜市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和 4 年 7 月 2 8 日 (木) 午後 1 時 4 0 分から午後 2 時 4 0 分 八幡浜市役所 八幡浜庁舎 3 階 庁議室	
出席委員の氏名及び職業	委員長 神野 雅文 (愛媛大学社会連携推進機構 知的財産センター長) 委 員 山内 浩 (愛媛県建設技術支援センター 事務局長) 委 員 三好 英仁 (伊予銀行 八幡浜支店長)	
審議対象期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日	
抽出案件	5 件 (別紙のとおり)	(備考) 委員長の指名により、山内委員 が案件を抽出
一般競争入札	1 件	
指名競争入札	3 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問と それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	審議の結果、委員からの意見具申なし。	

別紙

抽出事案一覧表

No	件 名	入札方式
1	02 港整第 3 号、03 港整第 1 号 八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その 8）	一般競争入札
2	2 災国補第 3 0 9 5 号 市道奥上線道路災害復旧工事	指名競争入札
3	地砂補第 2 1 号 松岡 A 地区がけ崩れ防災対策工事	指名競争入札
4	03 国補学建委第 10 号-4 喜須来小学校体育館大規模改造機械設備工事	指名競争入札
5	令和 3 年度定期修繕整備工事（I 期）	随意契約

令和4年度 第1回八幡浜市入札監視委員会 審議概要

意見・質問	回 答
1. 02 港整第3号、03 港整第1号 八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その8） ・令和3年度に実施した一般競争入札の中で、他の案件と比較して本件の落札率が低くなっている要因について、どのように考えているか。 ・過去の工事も今回落札した業者が落札しているのか。 ・本件は金額が非常に高い工事だが、もっと多数の業者が参加可能な入札や、総合評価落札方式での実施は考えていないのか。 ・八幡浜市の入札制度では、50,000千円以上の建設工事は、一般競争入札で実施しているが、50,000千円以上の建設工事は、どの等級の業者から入札参加は可能なのか。 ・入札参加可能業者数が、現状一般競争入札の方が、指名競争入札より少ないが、一般競争入札で実施する意義はあるのか。 ・本件については市議会での承認が得られているため、市議会内でも公平性や競争性が確保さ	・主要な工事の防衝工に防舷材の設置が含まれており、その材料が安く仕入れることができるため、落札率が低くなったのではないかと考えている。 ・過去7回の工事のうち、今回の落札業者が2回、別の業者が5回落札している。 ・地域経済、雇用確保の観点から市内業者での施工可能な工事であれば市内業者に発注したいという方針がある。しかし、市内業者に限ることにより、過度に落札率が高止まりするような場合には市外業者の参加を検討していかなければならないと考えている。 総合評価落札方式については価格以外の要素が入ることにより、場合によって価格の高い業者が落札する可能性があり、議会や市民への説明が難しいことがあるため、現在は実施をしていない。 ・A等級業者だけである。 ・競争性の確保と市内業者の育成のバランスを図ることが大きな課題であるため、バランスを見ながら一般競争入札の条件を決定していきたいと考えている。 ・市議会における本会議、委員会では様々な意見があるが、競争性の確保と市内業者の育成の

れていると理解されているということで良いか。 ・本件に参加していない業者の理由については、他の工事を受注しているからなのか。	バランスが課題であると考えている。本件は市内業者で施工可能ということで、理解を得ていると考えている。 ・入札は、業者が手持ちの工事など様々なことを考慮して参加するかどうかを決めている。一般競争入札については参加をしなかった理由については把握をしていない。
2. 2 災国補第 3095 号 市道奥上線道路災害復旧工事 ・辞退業者が非常に多くなっているが原因は何であると考えているのか。 ・工事現場の条件が悪いことは設計に反映されているのか。 ・再入札に当たり、設計の変更や指名業者の変更は行ったのか。 ・本件は、災害復旧工事であり、緊急性の高い工事ではないかと考えるが、不調から再入札まで期間が開いたのはなぜか。	・業者が多忙であり施工体制が整わないこと、工事現場の条件が悪いことが挙げられると考えている。 ・工事現場の条件については反映されている。 ・設計については標準単価の見直し、工期の延長を行った。 指名業者については前回と同様である。 ・かんきつの収穫時期と工期が重なってしまうことや、迂回路があるためそれほど緊急性が高くなかったのではないかとということが考えられる。
3. 地砂補第 21 号 松岡 A 地区がけ崩れ防災対策工事 ・辞退が多く、落札率が高い原因についてどのように考えているのか。 ・法面処理の工事では業者の等級を設定していないのか。	・業者の手持ち工事が多く、現場の条件が悪いことなどが、辞退が多く落札率が高い理由だと考えている。 ・法面処理の工事については等級を設定していない。等級があるのは、土木一式、建築一式、

・法面処理で登録されている業者は、今回指名した業者だけなのか。 4. 03 国補学建委第 10 号-4 喜須来小学校体育館大規模改造機械設備工事 ・例年、管工事については落札率が低い傾向があるがなぜか。 ・3 者が調査基準価格と同額で応札しているが、なぜ正確に調査基準価格を計算できるのか。 ・本件の指名業者数については決まっているのか。 5. 令和 3 年度定期修繕整備工事（□期） ・受注者の見積額が妥当であることは確認しているのか。 6. その他 （全体を通した意見）	電気、管、水道施設工事となっている。 ・今回指名した業者以外にも登録があるが、技術的適性や過去の実績などから今回の業者を指名した。 ・管工事については工事を受注したい業者が多く、競争が激しいため落札率が低くなっているのではないかと考えている。 ・調査基準価格の算定式及び上限についても公表しているため、十分な積算能力のある業者であれば、正確な計算は可能であると認識している。 ・工種や金額によって指名業者数は変わるが、本件については金額や工事内容から管工事 A 等級業者 9 者が適当として指名した。 ・平成 23 年度に第三者機関により審査した結果、受注者の見積額が精査額を大きく下回ったことから、妥当であると判断した。 ・八幡浜市内のどの業者も事業を存続させることに苦労している。将来大きな災害が起きた際に南予を復興させることができるような業者を残していくためにも、市内業者育成について今後も市に協力をお願いしたい。
---	---